

薬第882-10号
令和6年2月19日

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会長 飯田 成寿 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和（公印省略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する
指定薬物等である疑いがある物品について（通知）

薬物乱用対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和6年2月19日に新たに6物品を加える告示^{*1}が行われ、厚生労働省ホームページ^{*2}でも公表されましたので、お知らせします。

※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（別添：令和6年厚生労働省告示第33号）

※2 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yaku-buturanyou/index.html

担当：薬物対策・献血担当（龍野）
電話：048-830-3633
FAX：048-830-4806